

5 相続税

(3) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
	人	千円	人	千円	人	
本 年 分	申 告 額	19,872	1,575,554,676	16,877	177,794,890	6,574
	修正申告による増差額	308	4,267,211	537	735,546	243
	更正による増差額	3	4,469	9	2,705	6
	更正等による減差額	243	△4,522,722	347	△2,366,231	148
	決 定 額	—	—	—	—	—
	計	実 19,845	1,575,303,634	実 16,841	176,166,910	※実 6,574
過 年 分	申 告 額	323	16,271,505	296	1,308,725	144
	修正申告による増差額	2,376	39,808,246	4,302	9,466,394	1,329
	更正による増差額	27	1,115,606	43	425,853	21
	更正等による減差額	1,142	△19,576,958	1,555	△6,649,713	602
	決 定 額	5	103,532	5	6,267	4
	計	実 283	37,721,931	実 287	4,557,526	実 144
合 計	申 告 額	20,195	1,591,826,181	17,173	179,103,615	6,718
	修正申告による増差額	2,684	44,075,457	4,839	10,201,940	1,572
	更正による増差額	30	1,120,075	52	428,558	27
	更正等による減差額	1,385	△24,099,680	1,902	△9,015,944	750
	決 定 額	5	103,532	5	6,267	4
	計	実 20,128	1,613,025,565	実 17,128	180,724,436	実 6,718

調査対象等：「本年分」は、平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年11月1日から平成15年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年7月1日から平成15年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
 2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。